令和 年 月 日

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

<b>库</b> 泗士曲米壬巳	جے,
鹿沼市農業委員会会長	宛

譲渡人 (賃貸人)

譲受人 (賃借人)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を(設定・移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します

許可を申請します	0																	
1 当事者の氏名、	住所	及び軍	哉業															
フリガナ (カタカナ)															職業			
譲渡人 (賃貸人)																		
住 所														電話	i	(	)	
フリガナ (カタカナ)															職業			
譲受人 (賃借人)																		
住 所														電話	i	(	)	
2 許可を受けよ	うとする	る土地	他の所在		市町	名							土地1	利田	10a 当た	譲渡	复人氏名	区域の別
大字又は町名	地番			封 登記		目 現 ?	面積 コード (㎡) 未満 ド					利用状況	り普通 収 穫高	耕作	诸氏名	(該当に〇)		
																		市街化区域 調整区域 その他の区域
																		市街化区域 調整区域 その他の区域
																		市街化区域 調整区域 その他の区域
総計(転用面積全体語		田			n	i /	畑				m²	紿	合	計				m²
3 転用目的																		
4 権利を設定・利			権利の種	利の種類 権利の設定・移転の別 権利の設定・移転の時								拂	権利の存続期間 その他			その他		
しようとする契 内容	段約の																	

土地コード 換地前…A、換地後…B、通常空白

## (記載要領)

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑、その他の別を記載してください。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

		譲渡人
鹿沼市農業委員会会長	宛	(賃貸人)

譲受人 (賃借人)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を(設定・移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により

計りを中請しより	0																		
1 当事者の氏名、	、住戸	<b>听及</b> 7	い職業																
フリガナ (カタカナ)															職業				
譲渡人	_																		
(賃貸人)	<u> </u>																		
住 所		電話()																	
フリガナ (カタカナ)		職業																	
譲受人																			
(賃借人)	<u> </u>														<u></u>				
住 所													電	話		( )			
2 許可を受けよ	うとで	とする土地の所在等 市町名 土 利 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										刮		10a 当た	譲渡人氏名	区域の別			
大字又は町名	地		番	地	也目				面 積			- 11	147		り普通	耕作者氏名	(##)(V = ())		
人士又は町石	<sub></sub>	<u> </u>	笛	登記	簿	現	況	 	(1	m²)	未派	茜ド	况	L	収 穫高	村田 人工	'		
																	市街化区域調整区域		
	1								:								その他の区域		
																	市街化区域調整区域		
	1								1								その他の区域		
									-								市街化区域調整区域		
	1																その他の区域		
総計		Ш				2	.lm	T			2	VA /	 \⇒ı	$\top$					
(転用面積全体計)	)	田				m²	畑				m²	総合	計—				m²		
3 転用目的																			
4 権利を設定・	移		権利の種類	須	権利	训の設	定・非	移転の別	権和	利の設定	定・利	多転の	時期		権利の存続期間 その他				
転しようとする契 の内容	約																		

農委指令 第5-号

この申請については、農地法第5条第1項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

条件 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可 に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。 3 申請書に記載された工事の完了の日(令和 年 月
- 日)までに農地に復元すること。

令和 年 月 (処分権者)

## 鹿沼市農業委員会会長

(EII)

(注意事項)

申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。 (教 示)